

質問	回答
No. 1 本店(市内)から市外の支店に融資する場合に中小企業振興資金制度を利用することができますか？	利用できません。市内の本店または支店の投資に限ります。
No. 2 中小企業の定義は何ですか？	・小売業 資本金 5,000 万円以下または常時使用の従業員 50 人以下 ・サービス業 資本金 5,000 万円以下または常時使用の従業員 100 人以下 ・卸売業 資本金 1 億円以下または常時使用の従業員 100 人以下 ・製造業等 資本金 3 億円以下または常時使用の従業員 300 人以下 ・医療法人等 常時使用の従業員 300 人以下 ※その他政令特例業種があります。
No. 3 NPO（特定非営利活動）法人は対象になりますか？	愛媛県信用保証協会の保証対象業種を営む中小規模の特定非営利活動法人（NPO 法人）は対象となります。 ・常時使用する従業員が 50 人以下の小売業 ・常時使用する従業員が 100 人以下の卸売業、サービス業 ・常時使用する従業員が 300 人以下のその他の業種（製造業、建設業など）
No. 4 対象外の業種はどれですか？	・農業、林業、漁業、金融業の一部、性風俗関連特殊営業、等 ・宗教法人、学校法人、一般社団法人、一般財団法人、等 ・許認可等を要する事業を営む方で、許認可等を受けていない方

No. 5 長期と短期の併用は できますか？	併用できます。 しかし、融資額の限度額は 500 万円です。 例) ○長期 300 万円と短期 200 万円 ×長期 500 万円と短期 300 万円
No. 6 個人事業主の場合 は、市県民税課税・所 得証明書など保証人 全員分を出す書類は 必要ですか？	個人事業主または「事業者選択型経営者保証非提供制 度」をご利用の法人の方は提出の必要はありません。
No. 7 「再度融資」の定義 を教えてください。	市振興資金には長期融資と短期融資があります。長期融 資では、2 分の 1 以上返済していると返済途中でも新た に長期融資を受けることができます。短期融資はすべて 返済しないと新たに融資を受けることができません。
No. 8 個人事業主または法 人の代表者で市外の 住所ですが、融資可 能ですか？	市外に住所があっても、市内に事業所がある場合は融資 可能です。
No. 9 2 口以上利用可能で すか？ 例) 市振興資金 1,000 千円を 3 口	長期融資と短期融資の併用による 2 口は可能です。ま た、長期融資分を半分以上返済した場合新たに長期融資 を受けることができるので、この場合 3 口になります。 一度に 3 口融資を受けることは不可能です。
No. 10 設備購入も対象です か？	設備資金に関しましては、市が認める場合対象となりま すので、事前にご相談ください。
No. 11 兼業している場合、 1 つの業種について 設備投資はできます か？	兼業されていて対象の業種が収入の半分以上の場合、設 備投資が可能です。法人では、兼業されている業種が定 款に記載されている場合設備投資可能です。
No. 12 個人事業主から法人 になったばかりです が、決算書は 3 期分	個人事業主から法人になられた場合は、個人事業主の際 の確定申告書と法人の決算書をあわせて 3 期分ご準備 ください。 起業や会社設立して 3 期に達しない場合は、ご準備でき

必要ですか？	る分をご用意ください。
No. 1 3 固定資産税を課税されていない場合、何か提出資料はありますか？	任意の様式になりますが、本庁税務課で固定資産課税台帳不登載証明書が発行されます。詳しくは税務課(0893-24-1711)にお問合せください。

なお、ご不明な点があれば商工産業課（0893-24-1722）にお問合せください。